保護者様

甲州市立松里学校 学校長

「インフルエンザによる出席停止」について(お知らせとお願い)

インフルエンザにかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他生徒への感染を防ぐために出席を停止する処置をとることになっています。登校する際に下記の「体温記録表」および「治癒報告書」に記入し、登校時に学校へ提出してください。(裏面を参考になさってください。)

感 染 症 名	出席停止期間 (学校保健安全法施行規則第 18 条)
インフルエンザ (鳥インフルエンザ・新型インフ ルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ただし、病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。
	※「発症した日」とは、医療機関で診断された日ではなく"インフルエンザ様症状 (発熱等)が始まった日"です。 ※受診される際、発症日や登校再開日等について確認し、医師の指示に従って、 保護者の方が「治癒報告書」を記入してください。 ※経過には個人差があり、体調によっては重症化したり合併症を引き起こしたり する場合もあります。療養期間中は医師の指示に沿って療養し、必要な場合は 医療機関にて受診してください。

体 温 記 録 表										
	発症日 0日目	I日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
午前	Ç	°	Ç	°C	င	°C	°C	°C	°C	
午後	Ĉ	°	°	°C	င	င	င	°C	°C	

治 癒 報 告 書								
松里中学校	年 組 氏名							
診 断 名								
発 症 日	令和 年 月 日							
診断された日	令和 年 月 日							
平熱に下がった日	令和 年 月 日							
登校可能日	令和 年 月 日							
受診した医療機関名								
発症後5日を経過しかつ、解熱した(平熱に下がった)後2日を経過し、体調が同復しましたので								

発症後5日を経過し、かつ、解熱した(平熱に下がった)後2日を経過し、体調が回復しましたので

登校させます。 令和 年 月 日 保護者 氏名

印

(参考) インフルエンザ出席停止期間について

※ 発症日は「O日目」とカウントし、 発症日を含めて最低でも6日間は出席停止となります。

インフルエンザの出席停止期間 早見表

く最低基準> 発症した後	発症日 発症当日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後5日を経過した後		
5日を経過	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	発症後 4 日目	発症後 5日目	登校 可能	登校 可能	登校 可能
解熱した場合							(a) (a)	(A)	8,6
出席停止									
発症後2日目に	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	発症後 5日目	登校 可能	登校 可能	登校 可能
解熱した場合							6.0	3.5	6.6
出席停止									
発症後3日目に	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	登校 可能	登校 可能	登校 可能
解熱した場合							(a) (a)	20,000	3,8
出席停止									
発症後4日目に	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	登校 可能	登校 可能
解熱した場合	3							(A)	6.6
出席停止									
発症後5日目に	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
解熱した場合									3.5
出席停止									